

平成 29 年度の

## 保育所利用申込・在園者現況届の受付を開始します

町では、4月からの保育所利用申込と現況届の受付を開始します。

利用を希望される人は、申請書の提出が必要になりますので、受付期間内に申し込んでください。受付期間を過ぎても随時申請を受け付けますが、受付期間中に申し込んだ人と取り扱いが異なります。

現在、保育所を利用している児童についても、再度申し込みが必要になります（自宅に申請書を送付しています）。

新規に申し込みを希望される人は役場で書類をお受け取りください。希望される人には申請書をご自宅に郵送いたしますのでお問い合わせください。

### ◎利用資格

保育所を利用できる児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当するため、「保育の必要性のある」0歳から小学校入学前の児童です。

- ①家庭外労働（居宅外に勤務している）  
現在育児休業中のかたで仕事に復帰する日が決まっている場合も受け付けます。
- ②居宅内で家事以外の仕事についている
- ③母親が出産の前後である（出産前後8週）
- ④疾病・障がいなど
- ⑤親族などの介護のため
- ⑥家庭が災害等に遭った
- ⑦求職活動中（入所日から90日まで）
- ⑧その他町長が必要と認めたとき

### ◎入所定員（平成28年12月現在保育認定分）

- ・平尾保育園 50人
- ・認定こども園さすえ 45人
- ・まこと保育園 60人
- ・風の杜こども園 110人
- ・東保育園 90人
- ・本浦保育園 20人
- ・伊唐保育園 12人

※その他町外の保育所についても受け付けます。町外の保育所の利用を希望する人は余裕をもって申請するようお願いします。

### ◎受付期限

平成28年12月21日（水）

※各保育所の保育士数、利用定員、利用資格の状況による優先順位などの関係で第一希望以外の保育所への利用となる場合や利用できない場合があります。

### ◎保育所の利用時間

保育所を利用されるかたは、保育の必要性に応じ、認定証が交付され、保育所を利用できる時間も「保育標準時間」（保育所基本利用時間11時間）と「保育短時間」（保育所基本利用時間8時間）に分かれます。

#### ◇保育標準時間

月120時間の労働またはそれに相当すると町が判断したものの。

#### ◇保育短時間

月48時間以上120時間未満の就労又はそれに相当すると町が判断したものの。

### ◎申請書配布場所及び提出先

役場町民福祉課児童福祉係  
指江庁舎総合管理課町民係

※町内の認定こども園の利用を希望する人は、認定子ども園へ提出してください。

### ◎問い合わせ先

役場町民福祉課児童福祉係  
☎（86）1157 [直通]

